

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 こども家庭課

法令名	児童扶養手当法		法令番号	昭和36年法第238号	
手続名	手当の受給資格認定		根拠条項	第6条	
審査基準	① 児童扶養手当都道府県事務取扱準則（昭和60年8月21日、児発第705号） ② 児童扶養手当市町村事務取扱準則（昭和60年8月21日、児発第706号） ③ 児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領（昭和48年10月31日、児企第48号） ④ 児童扶養手当法第6条（認定） により審査を行う				
	受付機関	こども家庭課	処理機関	こども家庭課	交付機関
		標準処理期間		60日	目次
		標準経由期間		日	No.
					8